

# 指定居宅介護支援事業

## きらら富士ケアプランセンター

### 重要事項説明書

当事業所が提供する居宅介護支援サービスに関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

#### 1. 法人概要

開設者の名称	社会福祉法人県民厚生会
事業主事務所の所在地	〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198番地
電話番号・FAX番号	電話(054)646-6766 FAX(054)646-6755
ホームページアドレス	<a href="http://www.kenminkouseikai.net/">http://www.kenminkouseikai.net/</a>
法人の種別及び名称	社会福祉法人県民厚生会
代表者職	理事長
代表者氏名	望月 忍

#### 2. 事業所概要

事業所の名称	きらら富士ケアプランセンター
事業所所在地	〒417-0808 静岡県富士市一色258-47
電話番号・FAX番号	電話(0545)23-1601・FAX(0545)23-1666
メールアドレス	ago26060@seed.odn.ne.jp
介護保険事業者番号	2272301504
指定年月日	平成20年1月1日
サービス提供地域	富士市、富士宮市
交通の便	東名高速富士インターから車で約10分。 バスの場合は茶ノ木平バス停で下車、徒歩5分。

#### 3. 事業所職員の概要

職 種	勤務の体制
管理者(主任介護支援専門員兼務)	常 勤 1人
介護支援専門員	常勤専従 2人以上

#### 4. 営業時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30

上記以外の曜日及び時間帯についても、電話転送により24時間電話連絡を受付します。

## 5. 居宅介護支援サービスの運営方針

- (1) 利用者及びご家族のニーズを丁寧に十分把握します。
- (2) 利用者の身体及び精神状態の変化に応じて、利用者の立場に立って居宅サービス計画の見直しを速やかに行います。
- (3) サービスの提供に当たっては、特定の種類または特定の事業所に不当に偏することがないよう、利用者及び家族の意思を尊重し、常に利用者及び家族の立場にたつて、公正中立に行います。また、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能です。（当事業所の作成した居宅サービス計画に位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙Ⅰのとおりです。）
- (4) サービスの提供にあたっては医療機関、各関係機関、各事業所との連携を十分に図ります。
- (5) 障害福祉サービスを利用していた利用者が介護保険サービスを利用する場合には、介護支援専門員が障害福祉制度の特定相談支援事業者との連携に努めます。

## 6. 利用料金（別紙Ⅱによる）

要介護認定されている方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて別紙の料金をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行します。この指定居宅介護支援提供証明書を後日、各市区町村の担当課の窓口へ提出されますと全額払い戻しを受けられます富士市・富士宮市の地域区分は「7級地」のため、1単位10,210円となります。但し、介護保険制度の改正により料金に変更になる場合があります。

## 7. 交通費

サービスご利用にかかる交通費は富士市・富士宮市にお住まいの方は無料です。それ以外の方は規定提供区域境界から1kmにつき30円の交通費が自己負担となります。

## 8. その他の料金

サービスご利用に伴う下記の費用については、実費をご利用者の負担とさせていただきます。

- (1) 必要書類の作成において、証明書等の取得にかかる費用
- (2) かかりつけ医の診断書を取得する費用

## 9. 上記6. 7に関する料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を送付いたします。お支払いは請求月の月末までに、当事業所が指定した口座に振り込むか、又は現金によるお支払いとなります。

## 10. サービスの内容

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成・交付
- (2) 再調整・管理
- (3) 相談
- (4) 介護認定の申請代行
- (5) その他担当の職員が必要と判断された緊急対応

## 1 1. サービスの利用方法

### (1) 利用開始

当事業所に電話等でお申し込み下さい。担当職員が居宅介護支援サービスの内容についてご説明し、契約をもって開始となります。ご利用に該当される方は以下の通りです。

- ① 介護保険被保険者であること
- ② 要介護認定者であること

### (2) サービスの流れ

- ① この説明書によりあなたからの同意を得た後、あなたの状態について把握します。
- ② 介護保険サービス・多様な主体等が提供する生活支援サービス等が包括的に提供されるように居宅サービス計画を作成し、あなたの承諾をいただきます。
- ③ サービス提供事業所からサービスが開始されます。
- ④ 少なくとも月1回、利用者宅を訪問して相談に応じ、居宅サービス計画の実施状況の把握を行います。
- ⑤ 居宅サービス計画の新規作成、要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議を開催します。

## 1 2. 情報の守秘及び個人情報の使用について

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人もしくはその家族等に関する個人情報を、就業期間及び退職後においても守秘いたしますので安心してご相談下さい。但し、サービス提供において必要な情報につきましては、ご利用者又はご家族の方から予め別紙Ⅲにより同意をいただいた上で使用させていただきます。

## 1 3. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は\_\_\_\_\_です。

- (1) 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (2) あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。  
(これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。)
- (3) 当事業所は、あなたの担当の職員が退職する等の正当な理由がある場合に限り、担当を変更することができます。

## 1 4. 契約の解除

- (1) あなたが契約の解除を希望する場合はいつでもできます。担当の介護支援専門員にお申し出下さい。契約の解除に費用はかかりません。
- (2) あなたが当事業所・職員・他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけるなどこの契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、あなたや家族などが反社会的団体と密接な関係があると認められた場合は、文書であなたに通知することにより、直ちに契約を解除させていただく場合があります。
- (3) 次の場合、サービスは終了となります。
  - ① あなたの要介護度が要支援1・2、事業対象者、非該当と認定された場合。
  - ② あなたが介護保険施設へ入所又は医療施設へ入院し、支援の必要性が今後無いと判断された場合。

③ あなたが特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（長期利用）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護をご利用（登録）した場合。

④ あなたが亡くなられた場合

#### 15. 契約の終了

前項の解除が生じた場合に、契約は終了となります。

#### 16. サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記の窓口に対応いたします。苦情については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容も記録保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めます。

##### (1) きらら富士ケアプランセンター苦情窓口

苦情受付担当者 センター長 佐野 香代子 電話 (0545) 23-1601

苦情解決責任者 施設長 望月 忍 電話 (0545) 23-1601

(注) 苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告
- ④苦情に向けた対応の実施 ⑤原因の究明 ⑥再発防止・改善の措置
- ⑦苦情解決責任者への最終報告

##### (2) きらら以外の苦情窓口

市町村受付窓口

富士市役所 介護保険課（介護保険制度全般に関すること）

電話 (0545) 55-2767

富士市役所 福祉総務課福祉指導室（事業者指導に関すること）

電話 (0545) 55-2863

富士宮市役所 高齢介護支援課

電話 (0544) 22-1141

静岡県国民健康保険団体連合会

電話 (054) 253-5590

静岡県福祉サービス運営適正化委員会

電話 (054) 653-0840

#### 17. 虐待防止について

利用者の人権擁護等、虐待防止の観点から、必要な研修を実施するとともに、関係機関との連携を図ります。

#### 18. 感染対策について

事業所において感染症が発生した場合、またはまん延防止のための研修を実施するとともに、必要な措置を講じます。

#### 19. 身体的拘束廃止等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等を行う場合は、身体

拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

## 20. 事業継続計画について

感染症や自然災害が発生した場合にも、事業継続に向け定期的な研修等の措置を講じます。

### 21. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に利用者の容態に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに救急隊、主治医等へ連絡して必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。
- (3) 事故の原因がきららの責めに帰する場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

### 22. 再発防止

事故が発生した場合、事故の起こった原因を十分に検討し、原因の究明を行い再発の防止に努めます。

以上

改定日：平成 28 年 4 月 1 日  
改定日：平成 30 年 4 月 1 日  
改定日：平成 30 年 7 月 20 日  
改定日：平成 31 年 1 月 9 日  
改定日：令和 元年 6 月 19 日  
改定日：令和 元年 8 月 1 日  
改定日：令和 元年 10 月 1 日  
改定日：令和 元年 12 月 1 日  
改定日：令和 2 年 1 月 1 日  
改定日：令和 2 年 2 月 1 日  
改定日：令和 2 年 4 月 1 日  
改定日：令和 2 年 11 月 12 日  
改定日：令和 3 年 1 月 11 日  
改定日：令和 3 年 2 月 1 日  
改定日：令和 3 年 4 月 1 日  
改定日：令和 3 年 6 月 18 日  
改定日：令和 3 年 10 月 1 日  
改定日：令和 4 年 1 月 1 日  
改定日：令和 4 年 7 月 1 日  
改定日：令和 5 年 3 月 1 日  
改定日：令和 5 年 9 月 1 日  
改定日：令和 6 年 4 月 1 日  
改定日：令和 6 年 9 月 1 日  
改定日：令和 6 年 11 月 1 日

令和 年 月 日

(きらら富士ケアプランセンター)

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 〒417-0808 富士市一色258-47

名称 きらら富士ケアプランセンター

説明者

(利用者)

この説明書により、指定居宅介護支援サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名

(家族代表者又は代理人)

住所

氏名

(利用者との関係)

きらら富士ケアプランセンター

## ケアプランに位置付けたサービス事業所の利用状況

前6か月間（令和6年3月1日～令和6年8月31日）に作成したケアプランにおける、  
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の各サービスの利用割合

訪問介護	21.6%	通所介護	59.9%
地域密着型通所介護	15.7%	福祉用具貸与	63.1%

（上記各サービスの利用における事業所の内訳）

訪問介護	きらら富士ヘルパー 75.8%	セントケア富士 6.7%	
		メディホス・吉原の丘・絆（全4.0%）	
通所介護	きらら富士デイ 66.6%	月のあかり 6.3%	アルク富士デイ 4.4%
		もんすてら 22.2%	ソレイルミナーレ 16.7%
地域密着型通所介護	もんすてら 22.2%	ハッピーライフ 16.7%	ソレイルミナーレ 16.7%
		しずき 33.8%	ふじやま 12.2%
福祉用具貸与	しずき 33.8%	イノベーション 29.4%	ふじやま 12.2%

## きらら富士ケアプランセンター

## 利用料金表

令和6年4月1日 現在

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1,086単位	（ 11,088円 ）
	要介護 3・4・5	1,411単位	（ 14,406円 ）
初回加算		300単位	（ 3,063円 ）
入院時情報連携加算（Ⅰ）		250単位	（ 2,552円 ）
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200単位	（ 2,042円 ）
退院・退所加算	カンファレンス 参加なし	連携 1回	450単位（ 4,594円 ）
		連携 2回	600単位（ 6,126円 ）
	カンファレンス 参加あり	連携 1回	600単位（ 6,126円 ）
		連携 2回	750単位（ 7,657円 ）
		連携 3回	900単位（ 9,189円 ）
特定事業所医療介護連携加算		125単位	（ 1,276円 ）
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位	（ 2,042円 ）
通院時情報連携加算		50単位	（ 510円 ）
ターミナルケアマネジメント加算		400単位	（ 4,084円 ）
特定事業所加算（Ⅱ）		421単位	（ 4,298円 ）
特定事業所加算（Ⅲ）		323単位	（ 3,297円 ）

※居宅介護支援費は、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満の場合。

※居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、ご利用者の死亡・入院によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為に準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

富士市・富士宮市は地域区分が「7級地」のため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。但し、上記の料金は介護保険制度の改正により料金に変更になる場合があります。

以上

きらら富士ケアプランセンター

## 個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日

当法人が運営する事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、下記の場合には事前承諾なく個人情報を使用します。

- ①介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において使用する場合
- ②利用者が医療機関を受診又は入院するため、その医療機関に情報を提供する場合
- ③市区町、その他の介護保険事業所等への情報提供や適切な在宅療養を受けるため、医療機関等への療養情報を提供する場合
- ④当事業所の利用を終了し、他の事業所を紹介するなど援助を行うに際し、必要な情報を提供する場合
- ⑤静岡県及び各市町等から介護サービスの維持や改善のため、基礎資料の提出を求められた場合
- ⑥介護保険法等に定められた届出、報告（事故報告書等）を行うため、使用する場合
- ⑦当施設で実習を行う者が報告書又は研究発表等の資料を作成するため、使用する場合
- ⑧損害賠償保険の申請等するため、保険会社に必要な情報を提供する場合
- ⑨法で定められた届出等するため、使用する場合
- ⑩介護サービスの質の向上のため、学会・研究等で事例研究を発表する場合

なお、この場合は利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。

⑪①～⑩に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

※上記サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催することがあります。

私は適切な介護等のサービスを受けるために、必要最低限度の範囲内で私及び私の家族に関する知り得た個人情報を、貴事業所の職員が上記の行為を行うことに同意します。

(利用者)

氏名 \_\_\_\_\_

(家族代表者又は代理人)

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者との関係) \_\_\_\_\_